議案第３号

令８建築指導第４６３号
令和８年（2026年）１１月１３日

山口県都市計画審議会会長　　様

山口県知事　　村　岡　嗣　政

周南都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

周南都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1　敷地の位置

(1) 地　名　地　番　　山口県下松市東海岸通り13番、18番1、18番2、18番3、及び22番の一部

(2) 用　途　地　域　　工業専用地域

(3) 防　火　地　域　　指定なし

(4) その他の地域地区等　建築基準法第22条地域

2　設置者　　山口県周南市大字久米3078番地の1　株式会社リライフ　代表取締役　橋本福美

3　用　途　　産業廃棄物処理施設

4　敷地面積　　16,016.58 ㎡

5　建築面積　　534.01 ㎡

6　延べ面積　　534.01 ㎡

7　建物概要　　鉄骨造平家建　１棟

8　処理能力　　破砕処理施設　：　廃プラスチック類　20.0ｔ/日

9　周囲の状況

当該施設の敷地は、JR 山陽本線 下松駅から南東側に直線距離で約３．８キロメートル、JR 山陽本線 光駅から西側に直線距離で約２．２キロメートルの距離に位置し、周囲は工場、緑地帯及び海に囲まれた場所にあります。また、既存の産業団地である「東海岸通り中小企業団地」内に位置しています。

10　諮問の理由

当該施設の設置者は、昭和 52 年に会社を設立し、当該敷地では、汚水処理を行う産業廃棄物処理施設として平成 12 年に事業を開始しました。

その後、汚泥の脱水処理事業を行うこととなり、脱水処理能力が建築基準法施行令第１３０条の２の３第１項第３号イで定める処理能力を超えるため、平成 20 年に同法第５１条ただし書許可を取得しました。

この度は、破砕機の老朽化により入替を行うこととなり、更新後の破砕機の廃プラスチック類の処理能力が建築基準法施行令第１３０条の２の３第１項第３号チで定める処理能力を超えるため、また、この施設は、建築基準法第５１条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。